

【13】 装飾・電気・ガス・水道工事の施工

装 飾

(1) 装飾にあたっては『会場配置図』を提出してください。なお、次の事項に留意してください。

- ①防災設備設置箇所及び非常口周辺等の装飾は行わないでください。
- ②カーテン・カーペット・ベニヤ板等は、防災性のものを使用してください。
- ③小間の設営及び装飾等を行う場合、床面との接点には釘打ちはできません。
- ④床上での釘打・糊付・塗装作業・テープ類の貼付・カッター等を使用する場合は、床面に傷がつかないように養生してください。
- ⑤空調関係設備の吸込口・吹出し口周辺は、展示・装飾できません。
- ⑥壁や柱へのテープや釘での張り紙等のご遠慮ください。（貸出備品の展示パネル、またはマグネットで対応可能ですのでご相談ください。）

(2) 次の場合は、徳島市東消防署所定の「危険物品持込み・裸火使用承認申請書」を提出し許可を受けた後、その写しをセンターに提出してください。

- ①危険物品持込みの場合。
- ②裸火使用の場合。

電気・ガス・水道工事施工

電気・ガス・水道工事等を行うときは、『電気・水道配線（配管）図』（様式第6の1号）、『ガス配管図』（様式第6の2号）をセンターに提出してください。

電 気

(1) 各施設の電気容量は次のとおりです。

多目的ホール

盤 名	線 式	容 量	備 考
M C - 1 A	3 相 4 線	125 KVA × 2カ所	照明用 音響用
	1 相 3 線	50 KVA	
	3 相 3 線	125 KVA	
M C - 1 B	M C - 1 A と同様		
M C - 1 C	3 相 4 線	150 KVA	照明用 音響用
	1 相 3 線	50 KVA	
	3 相 3 線	125 KVA	
M C - 1 D	M C - 1 C と同様		

特別会議室・会議室

	室 名	容 量	備 考
3階	第1特別会議室	8 KVA	100 V ・ 20 A ・ 4 回路
	第2特別会議室	14 KVA	100 V ・ 20 A ・ 7 回路
			15 KVA
1階	第1・2・3会議室	4 KVA	100 V ・ 20 A ・ 2 回路
2階	第4会議室	10 KVA	100 V ・ 20 A ・ 6 回路
	第5会議室	10 KVA	100 V ・ 20 A ・ 7 回路
	第6会議室	16 KVA	100 V ・ 20 A ・ 9 回路

(2) 電気工事の施工にあたっては、『仮設電気使用届』（様式第5号）を提出し、センターの電気主任技術者の承認を受けてください。

(3) 工事については、第2種電気工事士の免許が必要ですので、申請書に免許証の写し及び『電気・水道配線（配管）図』（様式第6の1号）を添付してください。なお、電気工事業者が複数の場合は、責任者を選任してください。

- (4) 変更がある場合は、事前にセンターに届け、センター電気主任技術者の承認を受けてください。
- (5) 電気工事完了後、センター電気主任技術者の確認を受けてください。
- 水道
- (1) アリーナ床面に18カ所の給排水口があります。(様式第6の1号参照)
- (2) 利用にあたっては、『電気・水道配線(配管)図』(様式第6の1号)をセンターに提出してください。なお、市町村指定公認業者による施工が必要ですので、工事業者名を届けてください。
- (3) 排水の際には、必ず排水口に汚物等が分離できる細かい金網等を取り付けてください。
- ガス
- (1) 多目的ホール内壁面に20カ所のガス配管口があります。(様式第6の2号参照) ご利用にあたっては、以下の事項をお守りください。
- ①裸火の使用にあたっては、徳島市東消防署に裸火使用承認申請書を2部提出(図面添付)し承認を受けてください。また、承認後の申請書の写し1部を当館にご提出ください。
- ②『ガス設備使用届』(様式第8号)に必要事項を記入し、多目的ホールの利用打ち合わせ時までにご提出願います。
- ③ガス配管の位置及び燃焼器具の容量及び適合ゴム管の使用については様式第6の2のとおりです。
- ④徳島市火災予防条例により、当ホール内の都市ガスの総消費量は180,000kcal/h以下となっております。(ただし、劇場や公会堂として使用する等、使用の内容によっては総消費量が60,000kcal/h以下となる可能性もありますので事前にご相談ください。)
- ⑤燃焼器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものを使用してください。また、立ち消え安全装置付きの器具を使用してください。
- ⑥燃焼器具の1台当たりのガス消費量は、10,000kcal/h以下にしてください。
- ⑦ガスの使用にあたっては、準備から使用・撤去にいたるまで、安全が確保できるよう対策を講じてください。仮に事故等が発生した場合においても、当館は責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ⑧ガスメーターの数量を使用前と使用後に確認いたしますので、主催者(責任者)の立ち会いをお願いします。また、料金はメーター確認のうえ実費を徴収させていただきます。
- ⑨元バルブの開閉は当センター職員がしますので、ご使用の際はお申し出ください。
- ⑩ゴム管は、ガス専用のもので、床面に敷く場合には、安全対策として、人や車が直接踏みつけることのないよう、養生を行ってください。また、ヒューズコックから燃焼器具までのゴム管の長さは、5m以内となっております。途中に継ぎ目のない一本モノを使用してください。なお、一般の方の歩行等の支障とならないよう配慮してください。
- ⑪ゴム管を燃焼器具及びヒューズコックにセットしたことを確認したうえ、ガスを使用してください。
- ⑫ガスを使用中、万が一ゴム管がヒューズコックから外れた場合のリセット方法は、ヒューズコックのバルブを閉にし、ゴム管をセットし直した後に改めて開にしてください。
- (2) 館内にガスボンベの持込はできません。カセットコンロであれば持込は可能です。その際にも、徳島市東消防署へ裸火使用承認申請書を2部提出(図面添付)し承認を受けてください。また、承認後の申請書の写し1部を当館にご提出ください。
- 変更
- 施工作业内容に変更のある場合は、必ず事前にセンターまで連絡してください。